

寒川町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 12 月 15 日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町条例第 27 号

寒川町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

寒川町議会政務活動費の交付に関する条例(平成 13 年寒川町条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「者(」の次に「会派に所属しない者に限る。」を加える。

第 4 条に次のただし書を加える。

ただし、年度の途中において議員の任期が始まる場合における政務活動費については、速やかに交付するものとする。

第 5 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、年度の途中において議員の任期が満了する場合については、基準日における当該会派の所属議員の数に年額 240,000 円を乗じて得た額を 12 で除して得た額に基準日の属する月から議員の任期が満了する日(以下「任期満了日」という。)の属する月までの月数を乗じて得た額とする。

第 5 条中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、年度の途中において議員の任期が始まる場合における会派に対する政務活動費は、当該会派が結成された日における当該会派の所属議員の数に年額 240,000 円を乗じて得た額を 12 で除して得た額に、当該任期が始まる日の属する月の翌月(当該任期が始まる日が月の初日に当たる場合は、当該任期が始まる日の属する月)から当該年度の 3 月(前項ただし書の規定の適用がある場合は、任期満了日の属する月)までの月数を乗じて得た額とする。

第 6 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、年度の途中において議員の任期が満了する場合は、年額 240,000 円を 12 で除して得た額に基準日の属する月から任期満了日の属する月までの月数を乗じて得た額とする。

第 6 条第 2 項を次のように改める。

- 2 前項の規定にかかわらず、年度の途中において議員の任期が始まる場合における議員に対する政務活動費は、年額 240,000 円を 12 で除して得た額に当該任期が始まる日の属する月の翌月(当該任期が開始する日が月の初日に当たる場合は、当該任期が開始する日の属する月)から当該年度の 3 月(前項ただし書の規定の適用がある場合は、任期満了日の属する月)までの月数を乗じて得た額とする。

第 9 条第 3 項第 1 号中「第 5 条第 2 項」を「第 5 条第 3 項」に改める。

別記様式中

「 1 収入

政務活動費	円	」
-------	---	---

を

「 1 収入

政務活動費	円	
利息	円	
合計	円	」

に

「 3 残額 円

内訳

(町に返還する額	円	へ引継ぐ額	円)	」
----------	---	-------	----	---

を

「

3	残額	円			
4	利息	円			

内訳

(町に返還する額 円 利息 円 へ引継ぐ額 円)」

に改める。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。